

差額請求保護法に基づくお客様の権利について

Washington 州法では、2020 年 1 月 1 日より、救急治療を受けている、ネットワーク内の病院または外来手術施設で治療を受けている場合の「サプライズ請求」または「差額請求」からの保護を実施します。

「サプライズ請求」や「差額請求」とは何ですか。また、いつ発生しますか。

医療保険では、お客様にご負担いただく特定の費用分担額があります。これには自己負担分、共同保険、定額控除が含まれます。医療提供者に会う、または保険の医療提供ネットワーク以外の施設に行く場合、お客様が追加費用または請求の全額を自己負担しなければならない場合があります。

保険会社と契約を結んでいない医療提供者および施設もあり、「ネットワーク外」の医療提供者または施設と呼ばれています。これらの医療提供者や施設は、保険会社の支払い金額と医療提供者または施設の請求額との差を請求することができます。これを「サプライズ請求」または「差額請求」と呼びます。

保険会社はウェブサイトを通じて、または要請に応じて、どの医療提供者、病院、および施設がネットワーク内にあるのかを伝える必要があります。また、病院、手術施設、医療提供者は、どの医療プロバイダネットワークに属しているのかを、ウェブサイト上に、または要請に応じて通知しなければなりません。

差額請求が許可されない事例は、以下の通りです。

救急サービス

Washington 州、オレゴン州、アイダホ州のネットワーク外の病院で、または病院に勤務するネットワーク外の医療提供者からサービスを受けた場合にも、緊急サービスの料金を請求できるのは、保険ネットワーク内の費用負担額までです。医療提供者および施設は、緊急サービスに対する差額請求を行うことはできません。

ネットワーク内の病院または外来手術施設での特定サービス

ネットワーク内の病院または外来手術施設にいる間に、ネットワーク外の医療提供者から手術、麻酔、病理、放射線、臨床、または総合診察サービスを受けた場合、請求できる額はネットワーク内の費用負担額までです。これらの医療提供者は、差額請求を行うことはできません。

差額請求が許可されていない状況では、以下の保護も適用されます。

- 保険会社は、ネットワーク外の医療提供者および施設に直接支払いを行います。お客様のご負担は、ネットワーク内の費用分担額のみです。
- 保険会社は以下を行う必要があります。
 - 費用分担額はお客様の地域のネットワーク内の医療提供者または施設に支払う金額に基づくものとし、給付についての説明を行う際にその金額を示す。

- 緊急サービスまたは特定のネットワーク外のサービス（上記参照）に対する支払額を、控除可能な自己負担限度額として計算する。
- 医療提供者、病院、または施設は、30 営業日以内に過払い金の払い戻しを行わなければなりません。
- 医療提供者、病院、または外来手術施設は、これらの権利を制限または放棄するよう求めることはできません。

その他の状況でネットワーク外の医療提供者、病院、または施設からサービスを受けた場合、差額請求が行われる、または請求の全額に対して自己負担が生じる可能性があります。

この法律はすべての医療保険に適用されるわけではありません。雇用主負担の医療保険に加入されている場合、法律が適用されないこともあります。詳細については、保険説明書をご確認いただくか、保険会社にお問い合わせください。

不当な請求であると思われる場合は、Washington 州の保険監督官（www.insurance.wa.gov または電話番号：1-800-562-6900）までお問い合わせください。